

# 春の全国火災予防運動を実施します

## 3/1 (木)～7 (水)までの7日間

3月1日(木)から7日(水)まで、春の全国火災予防運動が行われます。この運動は火災が発生しやすい時季に、火災予防意識の一層の普及と火災発生防止を行い、逃げ遅れなどによる死者の減少と、財産の損失を防ぐことを目的としています。

富士山南東消防本部 予防課

☎972-5802

富士山南東消防本部 裾野消防署

☎995-0119



### 平成29年富士山南東消防本部管内火災件数

区分	裾野市	三島市	長泉町	合計
建物火災	4件 (-3)	18件 (+1)	6件 (+1)	28件 (-1)
林野火災	1件 (+1)	0件 (±0)	0件 (±0)	1件 (+1)
車両火災	5件 (-2)	1件 (-2)	0件 (±0)	6件 (-4)
その他火災	9件 (+6)	10件 (+7)	4件 (+2)	23件 (+15)
合計	19件 (+2)	29件 (+6)	10件 (+3)	58件 (+11)

( ) は前年比

#### 管内の建物火災は28件、市内では4件

富士山南東消防本部管内の建物火災は28件でした。その内、住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅火災は14件ありましたが、11件が未設置でした。尊い命を守るため、まだ設置されていない場合は早急に設置をお願いします。また、既に設置されている住宅でも、本体から下がっているひもを引く、本体のボタンを押すなどして定期的に点検をしてください。正常な場合はメッセージや警報音が鳴ります。

#### その他火災が増加

管内ではその他火災が15件増加し、市内でも6件増加しています。その他火災は、空地や道路、河川敷などの火災です。管内で発生しているその他火災は、ごみや枯れ草の焼却が原因のものが多くです。法律の基準を満たした焼却設備を使用せず野外焼却する野焼きは、一部例外はありますが、法律や条例で禁止されています。また、消防署へ焼却行為の届け出を行う場合がありますが、これは火災予防の観点によるものであり、届け出によって野外焼却が合法化されるものではありません。

### 設置してよかった！住宅用火災警報器 ～平成28年住宅用火災警報器奏功事例～

#### 【事例1】

お湯を沸かすため、2口ある電気コンロの片方に水の入った鍋を置き電源を入れたつもりが、誤って台布巾の置いてあったもう片方のコンロの電源を入れ、その場を離れ放置したため、台布巾から出火。住宅用火災警報器が鳴動したことで居住者が火災に気づき、くみ置きしてあった鍋の水で消火し大事に至りませんでした。



#### 【事例2】

居住者が夕食を作るため、油の入ったフライパンを火にかけて自分の部屋に戻り、数分後に台所に戻るとフライパン油から火が出ているのを発見。居住者はそのまま避難したが、住宅用火災警報器の鳴動で駆け付けた近隣住民が、消火器で消火に成功しました。

全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています！



平成29年度 全国統一防火標語  
～火の用心 ことばを形に 習慣に～